

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年八月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年八月一日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木 村 和 正

熊谷児玉線	路線名
児玉郡美里町大字北十条字前畑七八〇番一地从先から同郡同町大字南十条字南六三番一地从先まで	供用開始の区間
令和五年八月一日	供用開始の期日
平成二十六年七月十八日付け埼玉県本庄県土整備事務所長告示第八号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長三七一・八一メートル	備考